

# 保護者の皆様へ

西脇市が小中学生へ貸与する1人1台タブレットについて

令和4年4月から

## 修理費用を市が負担します

※ 故意に破損・故障させた場合等を除く

兵庫県 PTA 協議会の保険など、各家庭で入られている保険を更新等する際は、内容をよくご確認の上、ご検討ください。

ご不明な点がございましたら、学校教育課までお気軽にお問い合わせください。

### 保護者負担となる場合

- 故意に破損・故障させた場合
- 紛失した場合

#### 【主な事例】

- ・ ふざけて振り回していたら、壁にぶつけてキーボードが壊れてしまった。
- ・ 家に置いていたら、無くなっていた。(盗難の可能性がない場合)。

### 市負担となる場合

- 通常の使用や過失により破損・故障した場合
- 盗難にあった場合

#### 【主な事例】

- ・ 誤って足で踏んでしまい、液晶画面にひびが入ってしまった。
- ・ 誤って落としてしまい、タブレットの電源が立ち上がらなくなった。
- ・ うっかり飲み物をこぼしてしまい、濡れて動かなくなった。
- ・ 家に置いていたら、盗難にあった。

- 費用負担の目安について(令和4年2月時点) ※ 保険等の検討の際にご参考にしてください。
  - ・ 液晶パネルの破損:約 32,000 円 ・ キーボードの破損:約 13,000 円
  - ・ 紛失、全損等により新規端末の購入が必要な場合:約 45,000 円
- なお、これまでと同様、軽微な破損(多少の傷や軽微な欠け、割れ)等で引き続き使用できる場合は、修理をせずに使用していただきます。
- 正式決定は令和4年3月開催の市議会となります。

[令和4年3月1日学校配布のおしらせはこちら→](#)



【本件問合せ先】

西脇市教育委員会 学校教育課 22-3111(内線 4023)